

国土調査による地図及び簿冊の作成及び閲覧について

鎌倉市津西一丁目の一部の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）の規定による地籍調査（街区境界調査）を行い、地図及び簿冊を作成しましたので、同法第 21 条の 2 第 3 項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

1 地図及び簿冊の名称

鎌倉市街区境界調査図及び街区境界調査簿（津西一丁目の一部）

2 閲覧期間

令和 8 年（2026 年）10 月 19 日から令和 8 年（2026 年）11 月 17 日まで（20 日間）

3 閲覧日時

（1）上記期間中の毎日

※ ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する祝日を除く。

（2）午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで

4 閲覧場所

鎌倉市都市整備部道水路調査課

5 その他

閲覧した結果、誤り等があると認めた場合は、上記閲覧期間内に、当市に対して訂正の申出をすることができる。

令和 8 年（2026 年）10 月 16 日

鎌倉市長 松尾 崇

